

暑中お見舞い申し上げます。猛暑の折、皆様方におかれましてはお体ご自愛下さいませようお祈り申し上げます。<6日 広島平和記念日、7日 立秋、9日 長崎原爆の日、11日 山の日、23日 処暑>

「リオ五輪」8月5日～8月21日(17日間) ☆当事務所の夏季休業日 8/11-8/15、土日、8/29

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



1. August ご案内・改正情報

① **介護休業給付金の支給額**は、これまで休業開始時の **三重県「涼仙ゴルフ倶楽部」2つの滝が流れるホールがあり「涼！」** 賃金の40%でしたが、**今月以降に開始する介護休業※からは、67%の支給**となります。※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

② 基本手当の日額の変更

雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した1日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。今回の変更は、平成27年度の平均給与額(「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額)が平成26年度と比べて**約0.43%低下**したことに伴うものです。**基本手当日額の最高額**は、年齢ごとに以下のようになります。

- (1) 60歳以上 65歳未満 6,714円 → 6,687円 (-27円)
- (2) 45歳以上 60歳未満 7,810円 → 7,775円 (-35円)
- (3) 30歳以上 45歳未満 7,105円 → 7,075円 (-30円)
- (4) 30歳未満 6,395円 → 6,370円 (-25円)

高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額は 平成28年8月以後、341,015円→339,560円

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) **健康保険 49.85(愛知) / 1000**、**介護保険 7.9 / 1000**
厚生年金保険 89.14 / 1000 **雇用保険 4 / 1000** (建設業 5 / 1000)

③ 社会保険で7月の月額変更届を提出した場合、今月で保険料変更を行います。

2. 名言名句

It is in your moments of decision that your destiny is shaped

「運命が決まるのは、あなたが決断する瞬間なのだ。」

アンソニー・ロビンズ(米国の自己啓発作家、コーチ、講演家 / 1960~)

3. 法改正等ワンポイント 同一労働同一賃金

<1> 「**同一労働同一賃金**」政府が提唱しています。非正規と正規労働者の不公平を是正するねらいがありますが、この定義はいかに? **経団連が7月19日に出しました、「同一労働同一賃金の実現に向けて」という提言**は参考になると思います。いくら同一労働と言っても、その習熟度や能力が違えば同一賃金とするには無理が出てきます。そのあたりを整理した内容でもあり、そのポイントは

① **職務内容や仕事・役割・貢献度の発揮期待(人材活用の仕方)など、さまざまな要素を総合的に勘案し、自社にとって同一労働と評価される場合と同じ賃金を支払うことを基本とする。**

- ② ガイドラインの策定、法制度の見直し、簡易な救済制度の利活用等により、現行法の実効性を高める
- ③ 正規化や教育訓練の充実など、非正規従業員の総合的な処遇改善を推進する。

以上を通じて、雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保につながるとしています。

<2>平成 28 年 9 月より、厚生年金保険に加入する際の被保険者資格取得届に基礎年金番号が記入されている人についても、日本年金機構では住民票コードを特定し本人確認を行います。これにより、届出の氏名・住所等により一致する住民票コードが特定できなかった場合には、事業主あてに被保険者資格取得届を返送し、住民票上の住所等の照会が行われます。また、外国籍で日本に短期在留をしている人については、旅券の身分事項のページの写しと、旅券の資格外活動許可証印のページ等を提出することになります。なお、公的年金に初めて加入するなど、事業主様において基礎年金番号を確認できなかった場合には、これまでと同様に被保険者資格取得届に住民票上の住所の記入が必要となります。日本年金機構では「架空従業員の不正な被保険者資格取得の防止の徹底にもつながる」と考えているようです。

4. 統計・情報

- ① 厚生労働省が国民年金保険料の納付率（被保険者が納めるべき保険料のうち実際に納付された割合）を発表し、平成 27 年度に 63.4%（前年度比 0.3 ポイント増）となり、4 年連続で上昇したことがわかった。免除・猶予になっている人を対象に含めた実質的な納付率は 40.7%で、昨年からわずかに改善した。
- ② 厚生労働省が平成 27 年度「過労死等の労災補償状況」を発表し、過労などを原因とする精神疾患を発症し労災申請を行った人数が 1,515 人（前年度比 59 人増）となり、3 年連続で過去最多を更新したことがわかった。精神疾患での労災認定は 472 人（同 25 人減）で、このうち自殺者は 93 人（未遂を含む）に上っている。また、過労による脳・心臓疾患での労災申請は 795 人（同 32 人増）、労災認定は 251 人（同 26 人減）だった。
- ③ 厚生労働省は、マタニティー・ハラスメント（妊娠や出産を理由とした職場における嫌がらせ）について、企業が実施すべき具体策として、対処方針を就業規則などに明記し、加害者を懲戒処分とすることなどを求める指針の案を明らかにした。同指針は今年 3 月に成立した改正男女雇用機会均等法などに基づくもので、来年 1 月の施行に合わせて運用を始める。
- ④ 政府は、7 月にまとめる経済対策に盛り込む雇用保険料率引下げについて、下げ幅を 0.2 ポイントとし、現行の 0.8%から 0.6%とする方向で調整に入った。引下げが実現すると、労使の保険料負担はそれぞれ 4,000 円ずつ減る計算。政府は今後、労働政策審議会の議論などを経て来年の通常国会に改正案を提出する方針
- ⑤ 政府は、国が定める人員基準より多い保育士を雇用し、平均勤続年数 15 年以上の私立認可保育所への国からの支援を 300~500 万円上乘せすることを決め、7 月中に制度の詳細を自治体に通知する。厚生労働省は、私立保育所の約 10%が対象になるとみている。現在保育士は年間約 4.9 万人が就職する一方、3.3 万人が離職しており、今回の助成拡充は、保育士の定昇を促すことで定着率を引き上げるのがねらい。



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

先月末に、マイクロソフトの Windows10 への無償アップグレードが終了しました。事務所の 1 台のデスクトップパソコンは 5 月頃、早々（無理やり？）更新させられましたが、プリンタや各種ソフトが問題なく動いていましたので他のパソコンも難なく更新できるとしていました。が！もう一台のデスクトップは問題なかった（一部プリンタやスキャナーは更新が必要でした）ですが、ノートパソコン 3 台は、四苦八苦でうまくいきませんでした。それでも 1 台は「画面が真っ黒」になるものなんとか更新できました。あとはどうも Windows7 でも適合しない機種だったようです（年式がやや古いとダメみたいです）。また、先月はスマホが 2 年で不具合（突然電源が落ちる！事態に）ということで交換となりました。これまた入れ替え作業が大変でした。普段の生活であって当たり前になっているスマホやパソコンの不具合が悪くなると、人間も不具合が悪くなりそうです。それだけ人間が機械に縛られている？時代だと思えます。しかし、それでも「なんとかなる・なんとかする」もので「人生は問題解決の連続」なのだ。

さて、リオオリンピックが始まります。いくつの感動のパフォーマンスに出会えるか楽しみです！（S）